

みどり保育園 運営規程

(事業所の名称)

第1条 社会福祉法人一字郷福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みどり保育園
- (2) 所在地 伊勢市矢持町 426 番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 みどり保育園（以下「当園」という。）は、伊勢市から委託をうけ、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日三重県条例第 65 号）」その他関係法令・通知等を厳守し、事業を実施するものとする。

(認可定員)

第3条 当園の認可定員は 60 人とする。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（保育を必要とする 3 歳児以上の子ども。以下「2 号認定子ども」という。）
3 歳児 おおよそ 6 人
4 歳児 おおよそ 6 人
5 歳児 おおよそ 7 人
- (2) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（保育を必要とする 3 歳児未満の子ども。以下「3 号認定子ども」という。）のうち、満 1 歳以上の子ども
1 歳児 おおよそ 4 人
2 歳児 おおよそ 4 人
- (3) 3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども
0 歳児 おおよそ 3 人

*3 歳児～5 歳児 合わせておおよそ 19 人 *0 歳児～2 歳児 合わせておおよそ 11 人

(提供する保育等の内容)

第5条 当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号公示 平成 30 年 4 月

1 日より適用)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定保育（第 8 条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て家庭に対する支援
- (4) 入所児童送迎バス運行事業

その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 保育の実施に当たり配置する職員、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、園児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- (1) 園長 1 人（常勤）は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を厳守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務を司る。
- (2) 主任保育士 1 名（常勤）副主任保育士 1 名（常勤）は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
- (3) 保育士 6 名（常勤 4 名、非常勤 2 名）は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 調理員 1 名（常勤）は、献立に基づき、給食及びおやつを調理し、栄養状態を管理する。また全職員と連携をとりながら食育に取り組む。
- (5) 運転手 1 名（非常勤）運転手は、園児及び同行する職員の安全を図りながら、バス運行の業務を行う。また、園児・職員のほか、園長の命令において必要に応じた乗降者も同じように受け入れる。
- (6) 保育補助者 1 名（非常勤）は、保育士の資格を有しない者で保育全般の補助を行う。
- (7) 業務員 3 名（保育補助者・運転手含む）は、保育園業務全般において事業の補助を行う。散歩同行・行事サポート・調理補助などの業務を兼務する。

(保育を提供する日)

第7条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び祝日、保育園が休園を必要とする日を除く。

(保育を提供する時間)

第8条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 7 時 40 分から 17 時 50 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間 8 時 30 分から 16 時 30 分の範囲内で、保護者が必要とする時間とする。

(延長保育)

第9条 当園は、保育短時間認定を受けた子どもについて 7 時 40 分から 17 時 50 分までの範囲内で、平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

(一時預かり保育)

第10条 当園は、8 時 30 分から 16 時 30 分まで、保護者が、病気や出産、家族の看護等で緊急に保育が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況等により、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

保育料については年齢に応じて別途必要とする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第11条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町長が定める利用者負担金（保育料）を、その居住する市町へ支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、下表に掲げる当園の保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受けるものとする。

費用の種類	納付額	徴収の目的
給食費	3歳児以上 4,500円（所得に応じ免除有）	給食材料等の費用
主食代	3歳児以上 月額 600円	主食である米・パン・麺等の費用
制服代	入園時 3～5歳 10,000円程度	通園服・通園帽子等の費用
保育用品代	入園時及び進級時 3～5歳児 5,000円程度 0～2歳児 1,000円程度	名札・連絡帳・カラー帽子等の費用

*納入額は変動する場合がある。

*上記のほか、保護者会において保護者会費 300円（月額）がある。

*バス利用の場合は、月額 1,500円（2人目 1,200円・3人目 1,000円）を運行事業協力費として徴収する。

*そのほか、月刊絵本など必要な実費については、随時徴収する。

3 保育時間短時間認定に係る延長保育料は、1,000円（月額）とする。

(利用の開始に関する事項)

第12条 当園に入園するときは、伊勢市との利用調整を行わなければならない。

(利用の開始に関する事項)

第13条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき
- (2) 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 市外に転出し、伊勢市に住民票を有しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第14条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡を等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処理について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のために対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに

行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に備え、園児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において、「計画等」という。)を作成することとする。

- 2 当園は、計画等に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、園児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第17条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例(平成26年10月10日伊勢市条例台27号)第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、2019年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

この規程は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。